

令和4年度 大正区事業・業務計画書(案) 抜粋版

令和4年度 大正区事業・業務計画書(案) 抜粋版 一覧

番号	ページ	重点	新規	担当課	事業名
1	1			総務	区民意識調査の実施
2	1			政策推進	区の行政情報・魅力発信の充実
3	1			政策推進	ものづくり企業連携事業
4	2	○	○	政策推進	エリア価値の向上に向けた地域活性化事業
5	2	○		政策推進	コミュニティ育成事業
6	2			政策推進	人権啓発推進事業
7	2			政策推進	地域まちづくり実行委員会に対する支援事業
8	2	○		政策推進	地域防災力の向上に向けた「自助」「互助・共助」「公助」にかかる計画等の運用
9	3	○		政策推進	防災訓練の実施
10	3	○		政策推進	地域防災リーダーの育成
11	3	○		政策推進	津波避難ビル協定等の拡充
12	3	○		政策推進	防災用物資等支援
13	3			窓口サービス	窓口サービスの充実
14	3			窓口サービス	マイナンバーカードの普及への取組み
15	4			保健福祉	要援護者支援システムの構築(日ごろの見守り活動) (地域における要援護者の見守りネットワークの強化+地域の見守り体制づくりの推進)
16	4			保健福祉	福祉課題の解決に向けた地域による自律的な話し合いへの支援
17	4			保健福祉	地域包括ケアシステムの構築 (地域包括支援センターの運営)
18	4			保健福祉	地域包括ケアシステムの構築 (認知症施策の推進)
19	5			保健福祉	地域包括ケアシステムの構築 (生活支援体制整備の実施)
20	5			保健福祉	がん・生活習慣病予防対策の推進
21	5		○	保健福祉	区民の健康増進及び健康づくりの人材育成
22	5		○	保健福祉	食育の推進
23	6			こども・教育	児童への虐待対応・防止
24	6			こども・教育	「こどもサポートネット」の実施
25	6	○		こども・教育	就学前(4・5歳児)こどもサポートネット事業(大正区版ネウボラ)
26	7	○		こども・教育	学習・登校サポート事業
27	7			こども・教育	生涯学習の実施支援
28	7			生活支援	適正な保護の実施
29	7			生活支援	生活保護費返還金・徴収金の適切な債権管理

令和4年度大正区事業・業務計画書(案) 抜粋版

担当課	番号	事業名	目的	内容	予算額
総務	1	区民意識調査の実施	無作為抽出した区民に対する区民意識調査などを実施することで、より幅広い区民ニーズや意見・評価を的確に把握し、施策や事業に反映する。	<ul style="list-style-type: none"> ・無作為抽出した区民に対する区民意識調査を実施(区役所実施分2回、市民局実施分1回)。また、回答方法について、利便性の向上や若年層(主に18～29歳)の回答率向上、近年のオンライン化を考慮し、オンライン回答(行政オンラインシステムを活用)等の実施について検討する。 ・SNS(LINE・Twitter・Facebook)を活用した区民の意見やニーズの把握に努める。 ・PDCAサイクル徹底のため、各事業の効果測定を行うとともに、調査結果の分析・課題抽出により、今後の区政運営に活用する。 	998千円(委託料 広聴事業) + 市民局へ予算配付 598千円(通信運搬費、委託料)
政策推進	2	区の行政情報・魅力発信の充実	<p>市政・区政の情報を分かりやすく的確に全ての区民に伝える。</p> <p>また、ニーズを意識した情報を提供することにより、区民の市政・区政への理解や関心を高め、まちづくりや地域活動への積極的な参画につなげる。</p>	<p>各種広報媒体を活用した区の行政情報・魅力発信の充実。発信するコンテンツに最適なツールを見極め、効果的な発信を行っていく。</p> <p>【共通事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政情報発信・魅力発信等広報事業の統括。 ・市民目線のさらなる向上のため、区HP・SNSの作成について職員研修を実施、実施後各担当にて区HPを修正し、報告を受けるなど技術支援を行う。 ・ホームページ、SNS(フェイスブック、ツイッター、ライン)で行政情報や魅力発信を行うことで、区民・市民の市・区政への関心を高め、まちづくりや地域活動の積極的な参画や、市民サービスの向上を図る。 ・ホームページやSNSへのアクセス数、および区民意識調査結果を分析し、情報発信を強化する。 ・SNSでの行政情報・魅力発信について、SNSでアンケートを実施。 ・区の行政情報・魅力発信の動画をさわやか広場で放映。 <p>【行政情報発信】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報紙(全戸配布)、区内広報板(55カ所)、広報サポーター(33カ所(令和3年度1月末))、バス停、イオン等大阪市包括連携先へのチラシ等の掲示。くらしの便利帳での情報発信。広報サポーター拡大。 ・フェイスブック、ツイッターについて、総合的な行政情報とは別にテーマごとの5つの分野に分け情報発信を行う。 <p>【魅力発信】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間のメディアと連携することにより、区の魅力発信ツールの幅を広げていく。 ・#WELOVE大正区で投稿していただいたSNSの記事をシェア、リツイートし、区HP(プラグイン)で紹介する。 ・「昭和三山 はなのみち」及び「千島公園イベント広場『くさっパひろっパ』」などの魅力スポットを積極的に広報する。 ・TUGBOAT大正と連携した新たな魅力発信手法の導入。 ・大正区の魅力凝縮したポスターやマスコットキャラクターなどの魅力発信ツールの活用。 ・吉本興業株式会社との包括連携協定に基づく、住みます芸人の活用。 ・沖縄県与那原町と大阪市大正区との友好交流に係る確認書に基づく交流事業。 	863千円
政策推進	3	ものづくり企業連携事業	大正区内の高度な技術を有するオンリーワン企業や、創業から100年を迎える伝統のある企業が多く存在するというのは地域の最大の資源(強み)である。ものづくりのまちとしての独自ネットワークを活用し、産業振興や人材の育成を通じて、地域課題の解決を図るとともに、世界や日本の繁栄に貢献するまちづくりに寄与することをめざす。	<p>大正区役所は、区内ものづくり企業等にて構成されている「大正・港ものづくり事業実行委員会」において、大正区長は委員として、大正区役所は事務局として次の事業に参画する。</p> <p>【連携事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医工福連携 ・ものづくりフェスタ ・オープンファクトリー ・工場見学 <p>【大正・港ものづくり実行委員会と区役所の関係性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○区役所の実行委員会への関わり方 <ul style="list-style-type: none"> ・大正区長:実行委員会委員 ・大正区役所:実行委員会事務局 ○区役所の実行委員としての役割 <ul style="list-style-type: none"> ・国・他都市・民間企業・学校・地域団体等との対外的な窓口・折衝・調整 ・区の施策として位置づけ、事業連携・協力 ・区広報媒体等を活用した広報・宣伝 ・場の提供 ○区役所の事務局としての役割 <ul style="list-style-type: none"> ・実行委員会等の開催に際した資料作成・委員等関係者との連絡調整・開催準備等 ・事業実施にかかる意見集約・事務局案等の作成 ○参画企業の役割 <ul style="list-style-type: none"> ・事業企画提案 ・事業実施に向けた事前準備、実施当日の実動 <p>なお、本実行委員会の事務局業務について、事務補助として会計年度任用職員を雇い入れることとしているが、当該雇い入れについては次のとおり段階的に削減する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○会計年度任用職員雇い入れ (3事業:ものづくりフェスタ、大正・港オープンファクトリー、工場見学会) 令和3年度 2か月×3事業 ⇒ 令和4年度 1ヶ月×3事業 ⇒ 令和5年度 なし 	375千円(報酬)、53千円(費用弁償)、192千円(消耗品費)、63千円(通信運搬費)

令和4年度大正区事業・業務計画書(案) 抜粋版

担当課	番号	事業名	目的	内容	予算額
政策推進	4	エリア価値の向上に向けた地域活性化事業	大正区においては、自然動態(出生・死亡に伴う人口の動き)及び社会動態(転入、転出等に伴う人口の動き)とも下降傾向となっており、人口は年々減少している。また、この人口減少により、地域活動の担い手不足や空き家の増加等が顕著となっている状況である。この状況に鑑み、これから大正区が人々の注目を集め、大正区・地域に関わりたくなるまちとなるよう、地域活性化事業によるエリア価値の向上をめざす。	<p>地域資源である千島公園(昭和山)一帯を活用した定期的なマーケットの開催や、空き家リノベーションによる新たな魅力創出スポットを巡るまち歩き企画など、大正区に潜在する可能性を内外の人に実感してもらう取組を通じ、大正エリアの価値を向上させ持続可能なまちをめざす実証実験を実施する。</p> <p>(1)千島公園及び周辺一帯を活用した「マルシェ」の開催 地域資源の利活用やイベントへの集客力のポテンシャルを測るための社会実験として、景観等の整備を完了した千島公園及び周辺一帯を活用し、開催日を多くの人の記憶に残せるように、毎月決まった日に区役所が占用主体となって公園の通路やステージ等を活用した賑わいの創出を実施。これまでに整備した千島公園イベント広場「くさっパひろっパ」や昭和山はなのみちでは飲食・休憩スペース等を設置、特色ある商品や飲食物のテイクアウト販売を行う。合わせてステージを活用したイベントも実施する。本事業のコンセプトに合致したコンテンツを提供できる活動グループ等の参画も可能とする。加えて、既存のTUGBOAT_TAISHO等の優良集客施設との相乗効果を図り、区内での回遊性を高める。</p> <p>(2)空家まち歩きの実施 実際の空家や町並みの利活用をイメージしながら感じてもらうことができるまち歩きツアーを行う。 また、マルシェにおいて不動産所有者等と連携した空家相談や店舗探し・家探しができるブースを設置し、出店者や来場者へ大正区への出店、居住を促すための一助となる有効な情報を提供する等、マルシェとの連動を図る。</p> <p>なお、本事業実施に際しては、企画・立案・実施する事業者を公募型プロポーザルにより募集する。 実証実験の期間は令和4年10月～令和5年11月までとする。</p>	53千円(報奨金)、3千円(役務費)、5,379千円(委託料)
政策推進	5	コミュニティ育成事業	大正区において、これまで培われてきた社会教育関係団体等のノウハウを活かすとともに、地域活動団体・NPO等をはじめとした市民活動団体・企業等が参画する仕組みづくりを構築し、区全体や、身近な地域毎で住民主体のコミュニティの育成をはかることで、区や地域への愛着を高め、「自ら地域のことは自らの地域で決める」との自律した意識のもと、地域福祉、地域防災、地域コミュニティの充実と区民相互のつながりづくりの活性化を図ることを目的とする。コミュニティを基盤とした地域防災、地域福祉をはじめとするまちづくり活動への住民の参加促進を図ることを目的とする。	<ul style="list-style-type: none"> 地域コミュニティの推進に向け、日頃、地域活動と関わりの少ない若い世代をはじめ多くの企業・区民が、地域活動団体・NPO等をはじめとした市民活動団体・企業等と協働しながら企画・実施する。事業実施にあたっては、以上の趣旨を踏まえ、多種多様な取組を通じて、住民同士のコミュニティづくりとともに、多くの人々が気軽に参加できる事業として実施するため、地域コミュニティづくりに精通した民間事業者から広く企画提案を募集する。上記目的を達成するためにコミュニティの輪を広げる事業、文化芸術に親しむ事業等、区民・各種団体と協働しながら実施する。 令和4年度は大正区制90周年を機に、区民の愛着が高い噴水広場の改修や、まちの魅力を写し撮ったフォトコンテストなどを行い、大正区の良さ、魅力・文化・歴史を改めて認識し、地域への関心を深めるとともに、さらなるにぎわいの創出を図る。90周年を区全体として祝い、盛り上げていくため、地域各団体と区役所が協力し、区の魅力を発信する記念事業を実施する。 	6,266千円(区政推進基金寄附金2,496千円含む)
政策推進	6	人権啓発推進事業	人権啓発活動を積極的に推進することで、市民自らが社会の構成員としての自覚を持ち相互の人権が尊重されるまちづくりを実現していくため、より多くの市民が参加でき、主体的に考えることができる効果的な啓発活動に取組み人権意識の高揚を図り、お互いの人権が尊重される状態を目指す。	<ul style="list-style-type: none"> 紙媒体等を用い、区民に広く啓発を行うなど、アウトリーチ型の浪速・西・港・大正区の共催による「2022第38回みなと人権展」を実施。(幹事区は4区持ち回り・R4年度は港区) 市長より委嘱された人権啓発推進員が地域における人権啓発活動の中心的な役割を果たすために、人権啓発推進員連絡会を開催し、市主催人権研修の内容の共有を行う。 人権啓発推進員による「第38回みなと人権展」を活用した地域における広報・啓発等を行う。 区民からの人権相談や憲法週間や人権週間における啓発等にかかる取組を関係機関と連携の上実施する。 	907千円(報償費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、委託料)
政策推進	7	地域まちづくり実行委員会に対する支援事業	地域まちづくり実行委員会が準行政的機能や総意形成機能を担うとともに、「地域福祉」、「地域防災」、「地域コミュニティ」の強化をはじめとする各地域の特性に即した課題の解決に向けた取組をより一層自律的に進めていけるよう、適切な支援を行う。	<p>【財政的支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> 区長指定の活動分野における、各地域の自律的な地域活動および地域まちづくり実行委員会の運営に対し、地域活動協議会補助金を交付する。 <p>【機能的支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の実情や特性に即した地域運営を促進するため、中間支援組織を活用した積極的支援を行う。 	41,281千円
政策推進	8	地域防災力の向上に向けた「自助」「互助・共助」「公助」にかかる計画等の運用	様々な災害の発生に備え、大正区地域防災計画に基づく大正区の防災体制の構築を図るとともに、災害発生時には、「自助」、「互助・共助」が重要な役割を果たすため、「自分の身は自分で守る」ための取組みの啓発や地区防災計画等の運用支援を進め、「自助」、「互助・共助」、「公助」が一体となった地域防災力の向上を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 地区防災計画の継続的な改定の働きかけ 地域災害対策本部長・区役所連絡会の開催 医薬品のローリングストック協定締結に向けた調整 公共施設や電柱をはじめとした地域における海拔表示の実施 防災にかかる区ホームページの随時更新及び区広報紙による啓発 大正区が浸水した場合の区域を超えた広域避難のあり方についての検討(ワーキング参加) 出前講座における地域防災にかかる啓発 	109千円(委託料、通信運搬費)

令和4年度大正区事業・業務計画書(案) 抜粋版

担当課	番号	事業名	目的	内容	予算額
政策推進	9	防災訓練の実施	実際の災害時での行動を想定した地域災害対策本部参加の総合防災訓練の実施により、区災害対策本部機能の強化を図るとともに、全地域で自主防災訓練を実施することにより地域防災力の向上を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 大正区総合防災訓練(区役所、全地域、小中学校参加による南海トラフ巨大地震に伴う津波被害を想定)の実施 直近参集者及び緊急区本部員による防災訓練(夜間・休日想定)の実施 地域災害対策本部(全地域)との情報伝達訓練(無線訓練)の実施 地区防災計画に基づく地域自主防災訓練への職員(避難受入班)の参加 	37千円(消耗品費、通信運搬費)
政策推進	10	地域防災リーダーの育成	地域で率先して防災活動を実践する地域防災リーダーを区長が委嘱し、地域防災の担い手として、育成するとともに、次世代の担い手も育成する。また、防災活動体制については地区防災計画に基づき、その編成は地域災害対策本部長により決定する。	<ul style="list-style-type: none"> 地域防災リーダーの育成(装備品の支給、保険加入、技術訓練の開催) 「防災士養成研修プログラム」にかかる地域への募集案内 新人地域防災リーダー入団に向けた支援 地域防災リーダーへのアンケート調査 	2,036千円(通信運搬費、損害保険料)
政策推進	11	津波避難ビル協定等の拡充	南海トラフ巨大地震等の災害の発生に備え、津波災害対応のため津波避難ビルや福祉避難所の拡充が必要であり、引き続き関係企業・団体等へ働きかけを行う。	<ul style="list-style-type: none"> 各地域単位での区民に対する津波避難ビル収容人数不足数の見える化を行い、不足数が多い地域での拡充の取組みを重点的に実施 福祉避難所の拡充 地域指定津波避難ビルから、全ての区民が利用可能となる大阪市指定津波避難ビルへの切り替え 津波避難ビルへの避難者用トイレ関連用品の購入・配備 	1,455千円(消耗品費)
政策推進	12	防災用物資等支援	南海トラフ巨大地震等の災害の発生に備え、各地域において開設する災害時避難所運営の円滑化並びに地域防災力の強化を図るため防災用物資を整備する。	<ul style="list-style-type: none"> 地域にとって有用な防災用物資を整備し、防災訓練において使用する。 新型コロナウイルスにおける避難所運営に必要な物資の調達。 	2,276千円(消耗品費、機械器具費、負担金)
窓口サービス	13	窓口サービスの充実	来庁者のニーズをふまえ、快適で利用しやすい区役所となるよう利用者の視点に立ったサービスの充実・提供を目的とする。	<ul style="list-style-type: none"> 住民登録・印鑑登録・住居表示に関すること及び証明、就学、特別永住者、マイナンバーカードに関すること。自動車臨時運行許可に関すること。市税に関する諸証明の発行に関すること。 戸籍関係届出、戸籍謄抄本・附票の写しの請求、埋火葬の許可申請に関すること。 国民健康保険の保険料納付・納付相談・減免・還付に関すること。 国民健康保険の加入・喪失・高額療養費等、後期高齢者医療制度、国民年金に関すること。 <p>【取組内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 窓口来庁者アンケートの実施することにより市民満足度を検証する。 区民意識調査を活用することにより、普段は区役所に来ることのない人の窓口におけるニーズを分析する。 区役所窓口の混雑緩和と利便性の向上を目的として、窓口の待ち人数と待ち時間をスマートフォン等で随時確認できるようにHPに窓口混雑状況を掲載する。 婚姻されたお二人が大正区によりいっそうの愛着を持っていただくため、オリジナル婚姻届使用の普及に努める。 窓口5S推進会議の開催と課題の抽出、検討、実行 金曜窓口延長及び日曜開庁の広報紙及びSNS(ツイッター、フェイスブック)を活用した広報 	70千円(通信運搬費37千円、印刷製本費33千円)
窓口サービス	14	マイナンバーカードの普及への取組み	政府が目標として掲げる令和4年度の個人番号カード保有率100%に向けて、普及啓発等の取組みを行う。	<ul style="list-style-type: none"> 区広報紙、SNS(ツイッター、フェイスブック)、HPでの情報提供 庁内のポスター掲示や転入者へのチラシの配布 区政情報広告モニターでの動画再生 各種申請書での記載例表示や提出物の案内時におけるマイナンバーカードを目立たせる表示物や説明 職員が町会や地域の団体やグループの学習会や研修会などに出向き、区役所の業務についてわかりやすく説明する「出前講座」の実施 住民異動届出時におけるマイナンバーカード交付申請書の発行勧奨 マイナンバーカード受け取りにかかる来庁予約受付システムの運用 	—

令和4年度大正区事業・業務計画書(案) 抜粋版

担当課	番号	事業名	目的	内容	予算額
保健福祉	15	要援護者支援システムの構築 (日ごらの見守り活動) (地域における要援護者の見守りネットワークの強化+地域の見守り体制づくりの推進)	災害発生時に自力で避難することが困難な方(災害時要援護者)を避難支援する体制を構築するために必要な、地域における日ごらの見守り体制(見守りネットワーク)づくりを推進・強化する。	<p>【地域における要援護者の見守りネットワークの強化事業】(区CM自由経費)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大正区社会福祉協議会の「見守り相談室」により、①「要援護者情報」の整備・管理②孤立世帯等への専門的対応、③認知症高齢者等の行方不明時の早期発見を行う。 ・「地域見守り体制づくり推進事業」において配置する「見守り推進員」と連携し、支援を必要とする人の状況を把握する。 <p>【地域見守り体制づくり推進事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各地域に「見守り推進員」を配置し、地域住民の相談援助を通じて地域の見守り体制づくりを推進する。 ・「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」における「見守り相談室」と連携し、地域で得た要援護者の情報を共有する。 ・政策推進課と連携し、個別支援プランの策定に向けた支援を行う。 ・新型コロナ過に対応した新しい見守りの形への対応に必要な措置を実施する。 	16,541千円(区CM自由経費) / 11,230千円
保健福祉	16	福祉課題の解決に向けた地域による自律的な話し合いへの支援	地域団体等による福祉課題の解決に向けた自律的な話し合いの場を設けるために必要な支援を行うことで、大正区地域福祉ビジョンがめざす「だれもが自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくり」の推進に寄与する。	<p>大正区役所、大正区社会福祉協議会、関係機関と連携し、地域団体等による自律的な話し合いの場を設けるために必要な支援を行う。</p> <p>「区政会議」をはじめとする会議体への報告等に必要な支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域への意向調査 ・関係部署・関係機関等との連絡調整 ・資料準備・作成 ・話し合いへの参加(福祉G、区社協、関係部署・機関等) ・その他必要な支援 	—
保健福祉	17	地域包括ケアシステムの構築 (地域包括支援センターの運営)	高齢者やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるために、大正区における高齢者の総合相談支援窓口である地域包括支援センターの適切な運営を行い、地域包括ケアシステムの構築につなげる。	<p>【地域包括支援センターの主な事業・業務】(福祉局の委託)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者やその家族からの介護、福祉などに関する相談を総合的に受けるとともに、必要に応じて訪問して実態を把握し、必要なサービスにつなぐ。 ・高齢者虐待の早期発見・防止のための地域支援体制づくり、成年後見制度の利用促進、消費者被害防止のための情報提供。 ・ケアマネジャーが孤立しないよう、一緒にケアマネジメント過程を振り返ったり、連絡会などを開催し、多機関との連携が行えるよう支援。 ・要支援者に対する予防給付、要介護・要支援状態となるおそれのある方に対する介護予防事業が効果的かつ効率的に提供されるための適切なケアマネジメントを行う。 <p>【大正区地域包括支援センター運営協議会】(区が設置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターの適切な運営、公正・中立性の確保その他地域包括支援センターの円滑な運営を図るために、センターの運営・評価に関することや、地域包括ケアシステムに関する課題等、その他の地域包括ケアに関することについて検討・協議を行う ・検討・協議した課題について、地域福祉推進会議に報告することで施策の改善につなげる。 <p>【大正区役所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・HP・SNS・広報紙・大阪市広報板・バス停掲示を活用して地域包括支援センターの機能について区民への周知を図り、総合相談窓口としての機能を活性化させる。 ・地域課題の分析を基に10小学校区の「地域福祉課題の協議の場」に参画し、施策の改善につなげる。 ・大正区地域包括支援センター運営協議会の事務局として、地域包括支援センターの適切な運営、公正・中立性の確保その他地域包括支援センターの円滑な運営を支援。 	31千円(区CM自由経費・福祉局)
保健福祉	18	地域包括ケアシステムの構築 (認知症施策の推進)	高齢者やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるために、認知症高齢者等を支援する区内のネットワークの充実を図り、地域の認知症の方の発見力や認知症対応力を強化する仕組みを構築し、地域に潜在する認知症の方の早期把握や適切な支援につなぐ取組みの推進を図り、地域包括ケアシステムの構築につなげる。	<p>【認知症強化型地域包括支援センター】(福祉局の委託)</p> <p>認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けることができるよう取り組む。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①認知症高齢者支援ネットワーク連絡会の事務局として、認知症高齢者支援ネットワーク連絡会の開催・運営を行う。 ②区内の認知症にかかる情報収集・地域課題の分析や具体的取組みの支援 ③認知症にかかわる関係機関への後方支援として、専門職向け研修会や区民向け啓発事業を行う。 <p>【大正区役所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・HP・SNS・広報紙・大阪市広報板・バス停掲示を活用して認知症に関する相談窓口について区民への周知を図る ・認知症にかかる区民向け啓発事業の広報協力 ・認知症にかかる専門職向け研修会の広報協力 ・認知症高齢者支援ネットワーク連絡会への参画 	福祉局予算

令和4年度大正区事業・業務計画書(案) 抜粋版

担当課	番号	事業名	目的	内容	予算額
保健福祉	19	地域包括ケアシステムの構築 (生活支援体制整備の実施)	高齢者やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるために、生活支援・介護予防サービスの充実と高齢者の社会参加の促進を図るための仕組みづくりを目的に生活支援体制整備事業を実施し、地域包括ケアシステムの構築につなげる。	<p>【社会福祉協議会】(福祉局の委託) ・生活支援コーディネーターが、高齢者のニーズや課題、地域資源などを調査・把握したうえで、様々な関係機関・団体(社会福祉法人・NPO・民間企業・ボランティア等)と連携を図りながら、高齢者の生活支援・介護予防の充実に向けて次の事項を取り組む。 ① ニーズと地域資源の把握・ネットワークの構築 ② 地域資源・サービスの開発 ③ 活動の場の発掘・開発 ④ サービス実施情報の周知等</p> <p>【大正区役所】 ・HP・SNS・広報紙を活用して生活支援・介護予防の取組みについて区民への周知を図る</p>	福祉局予算
保健福祉	20	がん・生活習慣病予防対策の推進	区民の健康増進には、死因別死亡率第1位の悪性新生物(がん)と、その要因となる生活習慣病の対策が重要である。正しい知識の普及と行動変容に向けた主体的な取り組みを促し、「自らの健康は自ら守る」という認識と自覚を高め、区民の健康増進・健康寿命の延伸に資することを目的とする。	<p>【地域健康講座・健康相談】 区民の健康課題を把握し、自ら課題解決に取り組めるよう、地域健康講座・健康相談を開催する。</p> <p>【健康情報発信】 区民が主体的に健康づくりに取り組むことができるよう、健康に関する情報を様々な情報手段(広報紙、区ホームページ、郵便局等の関係機関等)、特に非接触型のICTを活用して、広く区民に効果的に発信する。</p> <p>【訪問指導】 健康づくり・介護予防の観点から継続した支援を必要とする者に対し、訪問指導を実施する。</p> <p>【普及啓発】 区民ががんを含めた生活習慣病の予防のために正確な知識を学ぶこと、及び、疾病の早期発見、早期治療のために特定健診、がん検診の受診率向上を図ることを目的として、SNSを活用した啓発を行う。 特に肥満予防についての取り組みを強化し、乳幼児健診時などあらゆる機会・あらゆる場所に「検診を受けましょう!」のリーフレットやシールを用い、区民の目に届きやすい啓発活動をめざす。</p> <p>区役所において事業のPDCAを回していく観点から、事業内容(予算編成含む)について担当部局に働きかけを行う。</p>	健康局区CM予算 【がん検診普及啓発】 (消耗品費:15千円) 福祉局区CM予算 【特定健診取組経費】 (消耗品費:6千円) 区まち(健康増進普及啓発事業)予算(報償金:10千円・消耗品費:27千円・印刷製本費:54千円・委託料:7千円)
保健福祉	21	区民の健康増進及び健康づくりの人材育成	地域住民が生活習慣病予防・重症化予防および介護予防に一体的に取り組むことができるよう、総合的に学べる連続した健康講座を実施し、地域住民が自らの生活の中で健康づくりに取り組めるよう支援する。 地域住民が健康づくりや介護予防に対する理解を深め、地域で健康づくり・介護予防活動を啓発できる人材を育成することで、地域全体の健康水準を高める。	<p>【健康わくわく塾11回程度(1回あたり約30人)】 広く地域住民を対象に、健康づくりや介護予防(いきいき百歳体操、かみかみ百歳体操含む)等講演及び実技を実施する。講座終了時には内容の理解度、受講後の行動に変化があるかを把握するための評価の場を設ける。あわせて、研修等により講座修了者を継続的に支援するため、「いきいき百歳」等実際の活動の場を紹介して地域での健康づくりや介護予防を啓発する人材を養成する。また、来所困難な住民に対し広く情報提供するために、HPやFacebook・Twitterを活用し、誰もがいつでも入手できるように情報発信する。</p> <p>【地域に対する情報提供】 地域活動協議会等において、地域における高齢者等地域住民の健康づくり活動(いきいき百歳体操等)の現状について情報交換を行い、地域資源に対する理解と協力を得る。</p> <p>区役所において事業のPDCAを回す視点から、事業内容(予算編成含む)について担当部局に働きかけを行う。</p>	福祉局区CM予算【健康づくりひろげる講座】(報償金:47千円・消耗品費:44千円・通信運搬費:34千円) 健康局区CM予算【地域リーダー育成事業】(報償金:58千円・消耗品費:7千円・通信運搬費:3千円) 健康局予算【地区組織活動育成事業】(消耗品費:5千円)
保健福祉	22	食育の推進	大正区では朝食を食べない児童・生徒の割合が全国平均の約2倍となっており、過食・欠食などの偏った食習慣が要因の1つとなっている生活習慣病(高血圧症や糖尿病等)については、有病者割合が大阪市24区内でも高い傾向である。 第3次大阪市食育推進計画(H30～R5)を踏まえ、生活習慣病等を予防するための食生活習慣の正しい知識の普及と行動変容に向けた取り組みを促すため、関係団体等と連携・協力をしながら、各世代の課題に合わせた食育を推進し、区民一人ひとりが健全な食生活と心豊かな生活を送ることができる状態を目指す。	<p>区民及び大正区勤務者等の幅広い年代を対象として、区内の学校園等や高齢者関係者施設等の食育関係団体等が連携し、情報の収集・発信・共有を図り、地域の食生活習慣等の課題について効果的な取り組みの検討を行い、食育を推進していくために、「食育推進ネットワーク会議」を開催。</p> <p>各世代において、生活習慣病予防や介護予防等に寄与する望ましい食生活習慣の定着を図るため、講座や広報媒体などによる啓発を行う。 ・若い世代には、朝食の摂食習慣の重要性などを認識してもらうことで食生活における行動変容を促すために普及啓発を行う。なお、児童・学生については各学校園等において食育推進に取り組んでいるが、集団生活に属さない乳幼児や子育て世代については食育の機会が少ないため、区栄養士による食育講座を開催することで、中断のない食育をすすめる。将来の生活習慣病予防や介護予防に寄与する望ましい食生活習慣の定着を図る。 ・壮年期世代には、生活習慣病予防に寄与するよう栄養バランスへの配慮等の食生活習慣の改善を、がん・生活習慣病予防対策の推進事業と連携して普及啓発を行う。 ・高齢期世代には、高齢期でも自立した生活を営めるよう、低栄養の予防のために必要な食事の欠食対策等について、高齢者の健康増進事業と連携して普及啓発を行う。</p> <p>・食育推進ネットワーク会議や関係団体等と連携し、区民への食育への関心を高める契機として、食育をテーマとした展示会を開催する。</p>	健康局CM予算【食育推進連絡調整会議】(消耗品費:15千円) 健康局予算【食育啓発事業】(消耗品費:10千円)

令和4年度大正区事業・業務計画書(案) 抜粋版

担当課	番号	事業名	目的	内容	予算額
こども・教育	23	児童への虐待対応・防止	核家族化の影響により家庭における養育能力の低下が懸念される昨今、コロナウィルス蔓延も相まって行政未把握のリスクが増加していると考えられる。子育て支援室として「養育能力に欠ける保護者へのサポート」「児童の性格、生活習慣、発達やいじめ等の相談および支援」「子育て、教育、福祉、行政など関係機関どうしの緊密な連携」を課題とし取り組みを行う。	<p>【要保護児童対策地域協議会の運営】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援室が事務局として調整機関の役割を担い、ケースの現状について関係各機関(学校、保育所、保健師、生活支援担当、こども相談センター、警察、消防、民生委員、主任児童委員等)がそれぞれの情報を共有。虐待レベルに応じた頻度にて実務者会議に諮り、リスク把握、主担当機関の確認、危険度、援助方針の見直しをおこなう。 ・児童虐待通告に占める割合が最も多いものは面前DVによる心理的虐待となっているため、面前DV事案(心理的虐待ケース)について、要対協登録ケースは、虐待レベルの再検討し、要対協未登録ケースは、こどもサポートネット事業等での関りを確認し、該当すればDV事案情報を共有し、支援方針策定の際に判断材料としていく。また、こども相談センターと面前DV事案の対応について、連携を密にする。 ・要保護児童対策地域協議会において協議・報告がなされた事項は「地域福祉推進会議」への報告を行う。 <p>児童虐待事例に関しては、大阪市児童福祉審議会児童虐待事例検証部会に大正区事例をあげて、その部会で検証する。また、部会で検証とならなかったケースについても、個別ケース検討会議でのスーパーバイザーの活用を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DV相談へのケースワーク段階において要保護・要支援児童を把握し保護者への効果的支援を図っていく。 <p>【家庭児童相談】</p> <p>児童の性格、生活習慣、言語等の発達、いじめ、不登校、非行などに関する相談対応。発達障がい早期発見。必要に応じ関係機関との情報共有および社会資源へのつなぎを行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・要対協…180千円(通信運搬費・消耗品費・旅費・報酬金)／R3年度同額 ・家庭児童相談…7,280千円(区CM:こども青少年局)／R3年度同額 ・乳幼児心理相談…2,393千円(区まち:報酬・旅費・消耗品費)
こども・教育	24	「こどもサポートネット」の実施	子どもの生活に関する実態調査から「①困窮度の高い子育て世帯には複合的な課題がある。」「②諸施策はあるが十分に届かず適切な支援に至っていない。」ことが明らかになり、教育分野と福祉分野が連携した総合的な支援が必要となっている。関係機関と十分連携を図りこどもサポートネットを適切に実施することにより、支援が必要なこども(世帯)を発見し適切な支援につなげていく。	<p>子どもたちが多くの時間を過ごす学校において、支援の必要な子ども(世帯)を発見する仕組みを活用し、必要な支援(教育的支援・福祉的支援・地域による関わり)に繋げていく。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 区役所、学校、地域、その他支援機関による情報共有およびPDCAの実行。 <ul style="list-style-type: none"> (1)各学校において全児童生徒を対象にスクリーニングシートを作成し、課題抽出後、スクリーニング会議Ⅰにより支援対象者を選定。対象者について、スクリーニング会議Ⅱにおいて支援方針の策定(P)。 (2)推進員およびスクールソーシャルワーカー(SSW)による支援の実施(D)。 (3)スクリーニング会議Ⅱによる支援結果の検証(C)。 (4)課題の再抽出および支援方針の更新(A)。 2. 区教育担当と連携した不登校対策の推進 令和4年度新規事業の「こどもの居場所づくり支援」について、具体的な取組み案等を検討する際、こどもサポートネット推進員も主体的に参画していく。 3. 区採用SSWiは局採用SSWとこどもサポート推進員を総括し関係機関等との連絡調整、要保護児童対策地域協議会実務者会議等へ出席する。 	18,235千円(区CM:こども青少年局)／R3年度同額
こども・教育	25	就学前(4・5歳児)こどもサポートネット事業(大正区版ネウボラ)	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠期から3歳までは、母子手帳の交付にはじまり、各種健診などの母子保健制度により、また、小学生からはこどもサポートネットにより、こどもの健康や生活状況などを把握している。 ・現行制度では4・5歳児の状況把握が他の年齢と比べると不十分となっている。 ・この年齢のこどもの状況を把握(全件)することで、抱える課題を早期に発見し、必要な支援につなげる必要がある。 ・こうしたことから、妊娠期から中学生までの間、切れ目のない支援をすることで、児童虐待の未然防止を図り、重大虐待ゼロをめざす。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 令和2年度より事業を開始し、4・5歳児の健康状況や生活状況を把握し、スクリーニング会議(i・ii)を1回開催、情報共有し、支援につなげた。今後の課題としては、会議の開催回数や支援について進捗状況の共有や継続した支援が不十分な点がある。そのため、令和4年度はスクリーニング会議iiを春～冬にかけて順次調整後開催、保育所・幼稚園への訪問、情報共有等連携を強化図り、支援を継続的に行う体制の構築を行う。【試行期間:R2～R4年度】 <ul style="list-style-type: none"> (1)発見の場の設置⇒保育所(園)や幼稚園において、スクリーニング会議iを実施。 (2)発見ツールの導入⇒保育所(園)や幼稚園において全児童生徒を対象にしてスクリーニングシートを作成し、未就園については保健師が家庭訪問し、保健指導と相談並びに記録票を作成し課題発見に活用する。 (3)情報共有会議の実施⇒次年度就学児童(世帯)についての情報共有を目的に就学予定小学校ごとに実施する。 2. 区役所、保育所(園)や幼稚園、地域、支援機関による情報共有および連携を強化しPDCAの実行。 <ul style="list-style-type: none"> (1)スクリーニングシートによる課題抽出およびスクリーニング会議iiによる支援方針の策定(P)。 (2)推進員および保健師等具体支援機関による支援の実施(D)。 (3)スクリーニング会議iiによる支援結果の検証(C)。 (4)課題の再抽出および支援方針の更新(A)。 <p>【情報発信】</p> <p>就学前こどもサポートネット事業をはじめ、子育てに関する内容(具体的な相談先など)を情報発信するとともに、「大正区版ネウボラ」について広く区民に広報することで、児童虐待に対する意識の醸成をめざす。</p>	7,733千円(報酬・其他委員報酬(区長)「重大な児童虐待ゼロ」に向けた区重点)／R3年度同額

令和4年度大正区事業・業務計画書(案) 抜粋版

担当課	番号	事業名	目的	内容	予算額
こども・教育	26	学習・登校サポート事業	学校の授業以外で学習機会の少ない生活困窮家庭の児童やひとり親家庭で家庭学習機会が失われている児童、また不登校や病気による長期欠席等により学習機会を逃した児童・生徒に、家庭や学校、関係機関を含めた場所で、事業者による一人ひとりの状況に応じたきめ細かい学習サポートや登校に向けた支援を行い、基礎学力の向上を図り、貧困の連鎖を断ち切る一助とするともに児童・生徒の健やかな育成を図ることを目的とする。	家庭や学校等で、事業者による貧困等により学習支援等が必要な児童・生徒一人ひとりの状況に応じたきめ細かい学習サポートや登校に向けた支援を行う。 (1) 学校、保護者等との面談 こどもサポートネットスクリーニング会議で対象家庭を抽出し、支援内容(家庭への支援、児童・生徒への支援)について、学校、保護者と面談等を行う。 (2) 学習支援 個別を基本とし、状況に応じて家庭、学校施設等で児童・生徒へ学習支援を行い貧困対策(貧困の連鎖を生まないため)に取り組む。 (3) 登校支援等 不登校や不登校傾向にある児童・生徒に対して、登校の再開や定着にむけ登校支援を行う。 また、支援の進捗について、スクリーニング会議で報告を行う。	【区重点】13,182千円(報償金、通信運搬費、委託料)/11,298千円(R3)
こども・教育	27	生涯学習の実施支援	第4次生涯学習大阪計画(R4～R7予定)を踏まえ、生涯学習推進員が地域活動協議会の一員として、各種団体との連携を図りながら、多様なニーズに応じた講座等の開催を通じて学習機会の提供を行うことにより、誰もが主体的に学び続けることができるよう、情報共有の場や、発表の場の提供などの支援を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習に関する取り組みの共有や、各校下間の生涯学習推進員の連携強化を図るため「生涯学習推進員・区役所連絡会」を開催する。 ・各生涯学習関連施設が行う取組みを情報共有し、啓発協力を行うとともに、区内施設館の連携強化を図るため「生涯学習関連施設連絡会議」を開催する。 ・生涯学習関連事業の実施告知・報告を区HPやSNS等へも掲載し、学びのきっかけづくりとなるよう区民へ広く周知を図るとともに区内の生涯学習施設や教育機関等と連携し、学習機会の提供並びに情報の取りまとめを行う。 ・各地域の生涯学習ルーム・各種サークル・団体等が取り組んでいる活動の成果を発表する場として、こどもから大人まで世代を問わず多くの区民が気軽に参加できる内容となるよう「大正生涯学習フェスティバル」を実施する。 	761千円(報償金、通信運搬費、委託料)/67千円(R3)
生活支援	28	適正な保護の実施	生活保護制度は、生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的としている。 本市においては、市長が有する保護の決定実施に関する事務を各区保健福祉センター所長に委譲しており、その所管区域内に居住地又は現在地を有する要保護者に対して保護を決定し実施する義務を負っている。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 事前の相談 生活保護制度の利用を希望される方に、生活保護制度の説明を行い、困窮の程度の聴取、各種社会保障施策等その他法他施策の活用について検討する。 2. 保護の決定 生活保護の申請をされた方に対し、以下の調査を実施し、保護の要否判定を行い決定する。 <ul style="list-style-type: none"> ・生活状況等を把握するための実地調査(家庭訪問等) ・預貯金、各種生命保険、不動産等の資産調査 ・扶養義務者に対する扶養(仕送り等の援助)の可否の調査 ・年金等の社会保障給付、就労収入等の調査 ・就労の可能性についての調査 3. 保護費の支給 最低生活費から収入(年金や就労収入等)を控除した額を保護費として支給する。臨時的に費用(扶助)が必要な場合に実施要領に基づき一時扶助費として支給する。 (口座払い: 定例【月1回】、窓口払い: 定例【月1回】・随時【月3回程度】、支出命令払い: 請求の都度随時) 4. 保護世帯への訪問等による調査活動等及び助言指導 <ul style="list-style-type: none"> ・世帯の置かれた状況に応じて、ケースワーカーが年数回の訪問調査を行い、必要な助言や指導を行う。 ・就労の可能性のある者は、就労に向けた援助や指導を行う。 ・不正受給の疑いがある場合は調査を行い、徴収金等により保護費の返還を求めるとともに、適正な保護の実施のため指導や指示を行うことでこれらを防止する。 	—
生活支援	29	生活保護費返還金・徴収金の適切な債権管理	生活保護費の返還金(生活保護法第63条)は、本来資力はあるが直ちに活用できないため保護を行い、資力が換金されるなど生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護費の返還を求めるものであり、資力の把握と速やかな事務処理が必要である。また、徴収金(生活保護法第78条)については、不正な手段により保護を受けた場合にその期間に支給した保護費を徴収するものであるが、すでに保護費を消費している場合が多く、返済については分割かつ低額とならざるを得ず、また滞納となってしまう場合が多いのが現状である。 そのため、ケースワーカー(CW)へ債権についての意識づけを行い、納付指導を適時実施するとともに、時効中断措置の確実な実行及び新たな債権を発生させない取組みにより、より適切な債権管理に努める。	<ul style="list-style-type: none"> ・特に保護受給中の者に対する納付指導の徹底 ・返還金・徴収金の督促状送付や分割納付誓約書、履行延期申請書、債務承認書の徴取による時効中断措置の確実な実行 ・法63条返還金(特に遡及年金受給にかかるもの)の確実な徴収 ・年金受給開始に伴う確実な収入認定の徹底、新たな債権を発生させない取組 ・法78条徴収金の納付勧奨(申出徴収を基本) 	—